別紙様式第二号第２面記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．婚姻により氏を改めた設立企画人及び設立時執行役員の候補者においては、婚姻前の氏名を（　）書きで氏名に併せて記載することができる。

２．オープン・エンド型とは、投資主の請求により投資口の払戻しをするものをいい、クローズド・エンド型とは、投資主の請求により投資口の払戻しをしないものをいう。

別紙様式第九号第４面記載上の注意中２．を３．とし、１．の次に次のように加える。

２．婚姻により氏を改めた執行役員、監督役員及び会計監査人においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

（金融商品取引清算機関等に関する内閣府令の一部改正）

第十五条　金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「この号」の下に「及び次号並びに第二十四条第二項第二号ロ」を加え、同条第四号中「限る。）又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書又はこれに代わる書面）」を「限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面」に改め、同条中第九号を第十一号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて法第百五十六条の三第一項の免許申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第五条第三号の次に次の一号を加える。

四　取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて法第百五十六条の三第一項の免許申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二十四条第二項第二号中「同条第二項第三号に掲げる書類並びに第五条第三号及び第五号に掲げる書類」を「次に掲げる書類」に改め、同号に次のように加える。

イ　法第百五十六条の三第二項第三号に掲げる書類及び第五条第五号に掲げる書類

ロ　取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二十四条第二項第三号中「同条第二項第三号に掲げる書類及び第五条第四号に掲げる書類」を「次に掲げる書類」に改め、同号に次のように加える。

イ　法第百五十六条の三第二項第三号に掲げる書類及び第五条第五号に掲げる書類

ロ　会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第三十条中第十二号を第十四号とし、第五号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　国内における代表者の婚姻前の氏名を当該代表者の氏名に併せて法第百五十六条の二十の三第一項の免許申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又は

第三十条第三号の次に次の一号を加える。

四　国内の事務所に駐在する役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第百五十六条の二十の三第一項の免許申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第三十六条第二項第一号中「第三十条第九号」を「第三十条第十一号」に改め、同項第二号中「第三十条第三号、第五号及び第九号に掲げる書類」を「次に掲げる書類」に改め、同号に次のように加える。

イ　第三十条第三号、第七号及び第十一号に掲げる書類

ロ　国内の事務所に駐在する役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第三十六条第二項第三号中「第三十条第四号及び第九号に掲げる書類」を「次に掲げる書類」に改め、同号に次のように加える。

イ　第三十条第五号及び第十一号に掲げる書類

ロ　国内における代表者の婚姻前の氏名を当該代表者の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該代表者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第三十六条第二項第四号中「第三十条第七号」を「第三十条第九号」に改める。

第四十条第三項第二号中ヌをルとし、ニからリまでをホからヌまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　国内の連携清算機関等の事務所に駐在する役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第百五十六条の二十の十七第一項の認可申請書に記載した場合において、ハの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第四十五条第二項第一号中「第四十条第三項第二号チ」を「第四十条第三項第二号リ」に改め、同項第二号中「第四十条第三項第二号ハ、ニ及びチに掲げる書類」を「次に掲げる書類」に改め、同号に次のように加える。

イ　第四十条第三項第二号ハ、ホ及びリに掲げる書類

ロ　国内の連携清算機関等の事務所に駐在する役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

（信託業法施行規則の一部改正）

第十六条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ロ中「及び第六十三条第一項第二号」を「、第五十八条第一項第三号の二、第六十三条第一項第二号及び別表第七」に改める。

第五条第二項第三号中「この条」を「この項、第十三条第一号の二」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二　取締役、執行役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役、執行役及び監査役の氏名に併せて別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該取締役、執行役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第五条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第五条第二項第六号中「別表第五」を「別表第八」に改める。